

## 學としての形而上學は可能か (完)

——カント「純粹理性批判」の窮極課題——

阿部 正 雄

### 十一

超越論的論理學は、その分析論において純粹悟性能力を、その辨證論において純粹理性能力を、批判し、その使用の範圍並びに限界をそれぞれ定めた。「我々が對象を全く先天的に思惟するところの純粹悟性認識、及び純粹理性認識の學」(B. 81)が超越論的論理學である。従つて超越論的論理學は二つの部門、即ち範疇の演繹を通して純粹悟性の超越的機能を明かにする、悟性の論理學たる超越論的分析論と、假象の批判と理念の演繹を介して純粹理性の超越的機能を確定する、理性の論理學ともいふべき超越論的辨證論との二部門よりなる。より本來的に云へば、超越論的論理學は單に經驗一般の可能を、従つて自然科学的認識の可能を基礎づける純粹悟性の論理學に止まるものではない。むしろ、それは純粹理性による形而上的假象の批判を介して自然認識の領域に常に立ち歸りつつ、悟性の論理を基盤として悟性認識の體系的統一を目ざす自然の形而上學——の可能根據を示すところの純粹理性の論理學へと自らを深め、かくて自然の形而上學そのものへの發端を用意するのである。即ち超越論的論理學においては、悟性の論理は、假象の批判を通じて却つて理性の論理に接續し、それへと深められ、かくて形而上學への道を開くのである。しかし

超越論的論理學が形而上學への道を開くとは如何なる意味であるか。今少し立入った考察が必要であらう。

超越論的論理學は、認識の全内容を抽象し單に思惟の形式一般を考察する形式論理學と異り、悟性法則及び理性法則を「それらが對象と先天的に關係させられる限りにおいてのみ」(B 8) 考究する論理學として、「かかる認識〔純粹悟性認識及び純粹理性認識〕の根源、範圍、客觀的妥當性を、定むるところの學」(B 81)である。従つてそれは深く主觀の内に立ち歸つて對象認識の源泉をさぐり、却つてそこから出て先天的な對象認識の可能を論證する、内容的な、對象の論理學として、批判の根幹をなす。その第一部門としての分析論においては悟性認識の根源たる純粹悟性能力を批判し、純粹な悟性概念たる範疇が純粹直觀を通じて感覺的對象と合致する所以が演繹せられた。純粹直觀は圖式として、感覺と概念を、對象と範疇を媒介し、かくて對象についての先天的な認識、即ち先天的綜合判斷を可能ならしめた。經驗一般の可能はここに演繹せられ、純粹自然科学の可能もまた證明されたのであつた。しかし分析論においてなされた先天的綜合判斷可能の證明は、形而上的認識に關してではなく經驗的認識に關してであつた。我が特にこの先天的綜合判斷を、悟性による先天的綜合判斷とよんだのもこの故であつた。分析論においては、たしかに先天的綜合判斷の可能は證明せられたが、それは未だ形而上學可能の問題に答へるものではなかつた。ここではむしろ純粹悟性による形而上的認識の不可能が語られ、解決されえたのは専ら純粹自然科学可能の問題に止まつた。

これに對し超越論的論理學の第二部門たる辨證論は、カントにより假象の論理學とよばれるが故にとかく速斷される如く、純粹理性による形而上的認識の全き不可能を主張するものではなかつた。たしかに辨證論は、通常の解釋が強調する如く、可能的經驗の領域を超越する如き純粹理性の使用が辨證的假象を惹起せしめるものとして、純粹理性による形而上的對象への擴張的認識の不可能なる所以を論證することを正面の課題としてゐることは、極めて明白である。しかしそれと同時に辨證論は、かかる純粹理性の構成的使用を不當な理性の越權として戒めることを通して、却つて悟性認識の多様を體系的に統一するその統制的使用をば正當な理性の權能として進んで承認し、かくて一種

の形而上的認識の可能なる所以をも明らかにしたのであつた。即ち純粹理性の使用は經驗界に内在すべく限られ、そこにおいて經驗的な悟性認識と、純粹理念とは、最高度といふ理念を圖式として媒介され、純粹理念は間接的ながら感覺的對象と合致し、かくて理念の統制的使用にもとづく自然の體系的統一の可能が、そこにおいて根據つけられたのであつた。それは間接的ながら——從つて構成的にはなく統制的に——理念による對象の先天的認識の可能を、從つてかかる意味での理念による先天的綜合判斷の可能を證明するものであつた。從つて辨證論は單に純粹理性による先天的綜合判斷を、すべて假象として否定し去つたのでは決してない。なるほど純粹理性の構成的使用による先天的綜合判斷の不可能はそこにおいてたしかに主張せられたが、純粹理性の統制的使用による先天的綜合判斷の可能はむしろ積極的に承認せられたのである。これが我々の解釋であつた。「如何にして先天的綜合判斷は可能であるか」——この批判の根本問題は、『純粹理性批判』に關する限り、このやうな形で答へられたものではなからうか。

理性の統制的使用による先天的綜合判斷は一つの限られた先天的綜合判斷である。それはたしかに一種の形而上的認識ではあるが、超越的に智知的對象にむかふことは許されず、内在的に經驗的對象をば、概念を介し、間接に統制するといふ意味での形而上的認識にすぎなかつた。これに對し最もすぐれた意味での形而上的認識、即ち純粹理性の構成的使用による先天的綜合判斷は理論理性の及びえないものとして遂に拒まれたのである。そしてその可能はただ主體的なる實踐理性の領域にこそ根據づけらるべきであるとされたのであつた。「信仰に場所を與へるために知識を止揚しなければならなかつた」(B. XXX)といふのは、嚴密には正にこの意味であつたと考へられる。しかし我々は理論理性の限界が經驗界にはあるが、經驗界についてのある種の形而上的認識を可能とするといふ點に、即ち經驗界に對する理念の統制的使用の可能を認めるといふ點に存することを忘れてはならない。「限界は經驗の世界に屬すると同時に、思惟體 *Gedankewesen* の世界に屬す」(Proleg. s. 356/7) であり「充された空間(經驗)と、空虚な空間(我々の全く知りえないもの、即ち可想體)との接觸するところ」(ibid. s. 354) に存するのである。純粹理性

の統制的使用による先天的綜合判斷の可能——そこにこそ許容さるべき理性の理論的使用の限界があるのであり、限られてはゐるが一つの新しい形而上學、即ち理性の圖式により世界の最高原因を必然的に想定する自然の形而上學、の可能根據が呈示されるのである。さきに純粹理性の理念の演繹——それは理性の經驗的使用の統制的原理として演繹されたのであつたが——はカントにより「純粹理性の批判的事業の完成」(B. 696)とよばれたと言つたが、この純粹理性の統制的使用による先天的綜合判斷可能の基礎づけこそは、理論理性に關する限り、批判の窮るところであり、同時に新たな形而上學の發端を形成する。

「批判全體の結果 das Resultat der ganzen Kritik であるところの……命題、即ち理性はそのすべての先天的原理によつて全く可能的經驗の對象以外のものをば我々に教へない、且つ此の對象に關しても經驗において認識されうるもの以上には何ものをも教へないのである、といふ命題は依然として成立する。しかしこの制限は、理性が我々を経験の客觀的限界 objektive Grenze der Erfahrung、即ちそれ自身經驗の對象ではないが、しかもあらゆる經驗の最高理由でなければならぬところのものに對する關係 Beziehung にまで導くことを妨げはしない。けれども理性はこのあるものを自體に於てではなく、可能的經驗の範圍に於ける彼自身の完全なる、そして最高目的に向けられたる使用に對する關係においてのみ教へるのである」(Proleg. S. 361/2) 超越論的論理學——それは先天的綜合判斷の可能性、その妥當性の制約、ならびに範圍を論ずる學であるとも云はれる(B. 193)——はかくて、自らを分析論より辨證論へと深め、且つ後者においては理念の構成的使用を禁じ、統制的使用のみを認めるといふ、純粹理性のこの批判事業の全體を通じて、形而上學への道を開くのである。そしてそれは云ふまでもなく自然の體系的統一を可能ならしめる自然の形而上學への道であつた。超越論的論理學は理論的形而上學としての、自然の形而上學への道を用意する。そして超越論的論理學が、かの超越論的感性論と相まつて、その分析論において經驗一般の超越的根據を演繹するのみではなく、上にみて來た如くその辨證論においても理念の超越的使用を抑制して、內在的使用に限り、かくて統制的

原理の圖式を介して經驗の最高統一の可能を演繹するものとして、超越論的論理學の用意するものは、とりもなほさず經驗の形而上學への道であるとも云へよう。しかし我々は如何にして、ここに經驗の形而上學を語りうるのであるか。そして經驗の形而上學は、自然の形而上學と相互に如何に關係するのであるか。

まことに經驗の可能 *Möglichkeit der Erfahrung* の問題は、純粹理性批判の根本課題の一つであつた。「私の位置は經驗といふ豊饒な低地である」(Proleg. S. 374 Anmerk.)といふカントにとつて、經驗はあらゆる認識の地盤と考へられてゐた。そして感性論と分析論はこの經驗可能の問題に捧げられたのであつた。しかしかつても論じた如く批判の究極の關心は、經驗の可能にあるのではなく、むしろ經驗のあらゆる限界を越えて自らを擴張する如き形而上的認識可能の問題にある。この問題に立ち向ふのが、云ふまでもなく辨證論である。純粹理性は、純粹直觀を圖式として感覺の多様を統一するところの悟性認識そのものを、更に最高度といふ理念を統制的原理の圖式として、體系的に統一し、ここに單に經驗一般の可能ではなく、經驗の最高統一の可能を根據づけたのである。「すべての可能的經驗の絶對的全體はそれ自身決して經驗ではない。それにもかかはらず理性の必然的課題である」(Proleg. S. 328) 感性論と分析論において經驗一般の内的な超越論的構造は開かれたであらう。しかしここでは未だ經驗は完結してゐない。經驗は一面思惟されたものとして必然的に全き統一性と絶對的な全體性を求める。けれどもそれは經驗そのものによつては達成せられず理念をまたなければならぬ。従つて經驗は單に直觀と概念の二重構造につきるものではない。たしかに直觀と概念の協同により可能的經驗一般の地平は開かれるであらう。しかし經驗を能ふ限り、體系的に統一し、この開かれた地平の上に經驗の建築術 *Architektonik der Erfahrung* を可能ならしめるものは理念による推論の働きである。可能的經驗は、直觀と概念と理念の三重の構造をもつ。「すべて我々の認識は感能から始まり、悟性に至り、理性に終る」(B. 355)といふ命題はここにその十全なる意味をもつに至るであらう。經驗は單に直觀されるのみではなく、概念により判断され、更に理念にもとづいて推論されなければならない。ここにおいて初めて經驗は體系

化され統一せられ、自己完結的となるのである。経験の建築術は可能となるのである。もとより所與としてではなく課題としてではあるが。——経験の形而上學はここにその可能根據をもつ。理念は経験の彼岸に超越し去ることによつてではなく、却つて経験の此岸に立ち歸り、深くその可能根據をさぐり、経験にその最高統一を與へることにより、一つの新しい形而上學を、経験の形而上學を可能ならしめるのである。

ところでここにはゆる経験の形而上學と、自然の形而上學とは、共に等しく理論的形而上學として、相互に相掩い相表裏し、決して別個のものではないであらう。カントの場合経験の可能の制約は、同時に経験の對象、即ち自然の可能の制約であつた。自然の可能の問題も單にそれ自體として對象的に捉へられてゐるのではなく、主體の側に問題を引き移し、主體的に、即ち認識の問題として、更に云へば認識批判の問題として捉へられてゐる。従つて経験可能の問題と自然可能の問題とは、實は共に理論的認識の可能、即ち先天的綜合判斷可能の問題といふ同一事態の主觀的側面と客觀的側面に外ならない。純粹理性批判が問題にするのは存在としての自然ではなく、認識の對象としての自然である。同時に又その認識も思惟としての認識ではなく、經驗としての認識である。その限り純粹理性批判の問題は論理の問題、しかも對象にかかはる内容的な論理、即ち超越論的な論理の問題であつた。有限な我々は與へられた自然存在に對し、如何にして思惟の論理をもつてこれを先天的に限定しうるのであるか——が、そこでの問題である。「如何にして先天的綜合判斷は可能であるか」と云ふ問ひが、純粹理性批判の根本問題とされ、特に先天的認識に於ける主觀と客觀の一致が、演繹の問題として批判の中心課題をなしたのも全くこの故に外ならない。ところで先天的綜合判斷には認識の源泉の如何によつて、異なる階層が區別された。悟性の次元における先天的綜合判斷可能の問題は、感性論につづく分析論において範疇の演繹を通して解決され、經驗一般の可能と、同時に自然一般の可能が證明された。次に理性の次元における先天的綜合判斷の可能の問題は、辨證論において假象の批判を通し理念の使用は統制的に制限された上、そこでの理念の演繹によつて一應解決され、かくて經驗の體系的統一の可能と、同時に自然

の體系的統一の可能が證明されたのであつた。純粹理性批判は範疇の演繹により學一般の可能を、更に理念の演繹により形而上學の可能を——ある制限の下にはあるが——證明したのである。従つてそこで可能の證明せられた形而上學は理性の理論的使用に基づく限りでの理論的形而上學であり、いはゆる學としての形而上學に外ならないであらう。そしてかの經驗の形而上學と自然の形而上學は、正にかかる理論的形而上學をその主觀面と客觀面とからそれぞれ捉へたものにすぎないであらう。經驗の形而上學、従つて自然の形而上學は、單に感性論と分析論によつて基礎づけられるものではない。實にそれは感性論、分析論、辨證論の三部門が相結んで、即ち純粹理性批判の全過程を通じて、初めてその可能根據が與へられうるのである。純粹理性の一般的課題たる「如何にして先天的綜合判斷は可能であるか」なる問ひから生ずる、かの最後の、そして最も重要な問ひ「如何にして學としての形而上學は可能であるか」は、かく批判の全過程の窮極において、上來のべて來た如き意味における經驗の形而上學、従つて自然の形而上學の可能として答へられたのではなからうか。

## 十二

カントは辨證論において、辨證的假象の批判を通して古き形而上學を粉碎すると共に、その半面新しき自然の形而上學建設の礎石を打据えたのではないかといふのが、我々の解釋であつた。かく解釋しうる所以として辨證論においては理念の使用は構成的ではなく、ただ統制的に限られたが、かかる理念の統制的使用にもつき悟性規則の體系的統一の可能が、従つて自然の體系的合目的統一の可能が、根據づけられてゐることを明かにして來たのである。しかしかかる解釋に對しては少くとも次の二つの問ひが豫想されうるであらう。即ち一つは、辨證論においてその可能が表示されてゐると解される悟性認識の體系的統一は、原則的分析論において論じられてゐる原則の體系と如何に異なるのであるかといふ問ひ、二つには自然の體系的合目的統一は本來辨證論の問題ではなく、自然の特殊化の原理と

して合目的性の理念を論ずる判断力批判の問題であり、そこに至つて初めて解決されうる問題ではないかといふ問ひ。ここに豫想されうる二つの、しかも實はその根柢において深く一つにむすび合つてゐる、これらの問ひは、看過されることなく答へられなければならない。そもそも辨證論（の附録）における、自然の體系的統一の可能の論議は、分析論における原則の體系及び判断力批判における自然の合目的性の論議と、如何に異なり、如何に關係するのであるか。それとも辨證論においてかかる體系的統一の可能が論證されてみると解することは、或いはその本來の場所を見誤つた誤れる解釋なのであらうか。

原則の分析論においては、たしかに「純粹悟性のあらゆる原則の體系」System aller Grundsätze des reinen Verstandes (B. 187) が論究されてゐる。概念の分析論において、概念による思惟は、それに対応する直観の協同の存する限りにおいて對象の認識を、従つて經驗を、可能ならしめる所以が明かにされた。範疇の演繹が經驗一般を可能ならしめた。これに對し原則の分析論は圖式論と原則論とに分れ、前者において純粹知性的な範疇が、本來感性的なる直観を包攝する場合の媒體としての第三者として、圖式が論じられ、後者においては、範疇がかかる圖式を介して現象に適用せられることによつて成立する先天的判断、即ち原則の體系が論じられてゐる。

かかる原則の體系として、一、直観の公理 二、知覺の豫料 三、經驗の類推 四、經驗的思惟一般の公準の四つがあげられてゐることは、周知の通りである。しかしこれらの場合、例へばさまざまな直観の公理そのものが問題にされてゐるのではなく「これらの原則の可能性が基づくところの純粹悟性の原則」(B. 205)の證明が問題にされてゐるのである。人はカントが *Axiome der Anschauung* と標題を掲げた後すゞゞゞゞ *Das Princip derselben ist : ……* としつて *Alle Anschauungen sind extensive Grössen* なる原則を記してゐることに注意すべきである。その點は他の三つの原則についても同様である。

それでは原則の分析論において「純粹悟性の原則の體系」と稱されるものと、我々が上來辨證論においてその可能



が演繹されてゐると主張した悟性認識の體系的統一とは如何に異なり、如何に關聯するのであらうか。

この點を考察するためには概念の分析論において既に經驗一般の可能が證明せられたのに拘はらず、何故に更に原則の分析論が設けられ、純粹悟性の圖式性や原則が論じられる必要があつたのかを顧みるべきであらう。前者においてはたしかに經驗一般の可能が證明された。しかしそれは範疇の演繹を通して經驗の可能が權利づけられたに止まり、範疇の現象への適用にもとづくところの經驗の可能はまだ明らかにされてゐない。原則の分析論とは、概念の分析論において單にその權利を演繹されたにすぎない範疇が如何にして現象一般に適用されるか(B. 171)を、従つて單に經驗の可能といふよりも經驗の實現を教へるところのものである。従つてそれはあくまで悟性認識に關する問題でありつつ、悟性自身といふよりも悟性使用についての判斷力の問題なのである。原則の分析論がカントにより「判斷力の超越論的理論」 der transzendentalen Doctrin der Urteilskraft (B. 176. 187. 294.) と稱されてゐることが何よりもこのことを明白に示してゐるであらう。即ち純粹悟性概念の客觀妥當的な使用の規準を判斷力に示さんとするものが原則の分析論の擔へる使命なのである。「原則の分析論はそれ故全く判斷力に對する規準 ein Kanon für die Urteilskraft であるであらう。この規準は先天的規則に對する制約を含む悟性概念を如何に現象に適用 anwenden すべきかを判斷力に教へるのである。この理由の故に私は悟性本來の原則をテーマとするにあたり、判斷力の理論 Doctrin der Urteilskraft といふ名稱を用ひようと思ふ。それによつてこの仕事がより精密に示されるであらう」(B. 171) 従つて原則の分析論における圖式性の問題も原則の體系の問題も、すべて判斷力の問題、即ち範疇を現象へ適用する際の判斷力の問題として、論じられてゐることがまづ注意されるべきであらう。更に云へば圖式の表が、「範疇の順序に従ひ、且つ範疇と連絡させて」(B. 181) のべられてゐるのも、原則の表が範疇の表より導き出されてゐるのも、圖式や原則が範疇の正當な使用の規準といふ役目を負はされてゐるからに外ならない。「範疇の表 die Tafel der Kategorie、原則の表 die Tafel der Grundsätze に對する全く當然な指示を我々に與へる。なんとなれば後

者は前者を客観的に使用する規則に外ならないから」(B. 200)と。ただここで忘れてはならないことは原則的分析論において上述の如く範疇の現象への適用、それによる経験の實現の問題が論じられてゐると云つても、それはあくまで適用、ないし實現の可能根據といふことであつて、現實的な個々の経験又は具體的な経験法則とはむしろ直接かかはりなく、その意味において、それはあくまで経験の形式にかかはるといふことである。

ところで辨證論においてその可能が根據づけられてゐると解される悟性認識の體系的統一といふことは、およそ範疇の現象への適用といふ場面に生ずる問題なのであらうか。又それは判断力の超越論的理説の問題であらうか。答へは共に否である。辨證論における悟性認識の體系的統一の問題は、決して範疇の現象への適用といふ場面ではなく、むしろ理念の範疇への適用、より適切には理念の經驗的悟性規則への適用といふ場面に生ずる問題である。なんとすればそれは特殊な悟性認識への理念の統制的使用といふことに外ならないから。即ちここではむしろ、個々具體的な悟性規則が、無秩序な集合ではなく、一つの體系的統一をなしてゐることを統制的原理にもとづいて根據づけるものとして、單に經驗の形式にではなく、經驗の内容に——もとより、構式的にではなく、従つて間接的にではあるが——かかはるのである。従つてそれは判断力を介しての悟性と感性の問題ではなく、悟性を介しての理性と感性との問題なのである。

カントはある箇所で、理性を「普遍から特殊を導き出す能力」(B. 674)であるとし、普遍が既にそれ自身確實 *an sich gewiss* で、與へられてゐる場合と、特殊は確實であるが普遍は單に問題的 *Problematisch* に想定され、理念にすぎぬ場合とを區別し、第一の場合における理性の使用を理性の確然的使用 *apodiktischer Gebrauch der Vernunft* とよび、第二の場合のそれを理性の假設的使用 *hypothetischer Gebrauch der Vernunft* と名づけてゐる。そして前者がとりもなほさず理性の構成的使用であり、後者が辨證論においてカントがそののみを是認した理性の統制的使用であることは容易に推測しうであらう。辨證論における特殊的悟性認識の體系的統一は、理性の確然

的使用によつてではなく假設的使用によつて可能とされてゐるのである。即ち既に確實な普遍的原理の下に特殊な悟性規則が包攝され——そのためには判断力が必要とされる——かくてその體系的統一が必然的に限定されるのではなく、普遍的原理はあくまで蓋然的概念として、従つて理念として根柢におかれ、「能ふ限り特殊の認識のうちへ統一をもたらし、規則を普遍性に近づける」(B. 675) ことにより可能とされる體系的統一である。従つてここでは判断力の助力を借りることを必要としない。「理性は本來悟性と、その合目的なる適用 zweckmäßige Anstellung を對象とする」(B. 672) と云はれる如く理性は直接悟性を限定——統制的に——するのである。これに對して原則の分析論における悟性の使用は、假設的でなく確然的であると云ふべきであらう。なんとすれば既にその權利を演繹せられた確實な普遍的悟性原理たる範疇を、現象の多様に適用し、これを經驗的認識として現實的に構成しうる可能を證明するのであるから。従つてここでは普遍的原理の下に特殊を包攝するための判断力の協力が是非必要とされる。原則の分析論の冒頭において先づ判断力が論じられ「悟性一般が規則の能力として説明せられるならば、判断力は規則の下に包攝する、subsumieren 能力、即ちあるものが既に與へられた規則の下に屬すか否かを辨別する能力である」(B. 171) と語られる所以であらう。純粹悟性概念たる範疇の使用にあつては、判断力が必要なのである。認識のあらゆる内容を捨象し、單に思惟の形式一般を論ずる形式論理學は、何ら判断力に關する規定をふくまない(B. 171) が、超越論的論理學にとつては「純粹悟性の使用における判断力を一定の規則に従つて是正し保證する」(B. 174) ことは、その特有の仕事なのである。原則の分析論が正にその場合である。もつともここでは内容的な對象論理のアプリオリな形式面が問題にされてゐるけれども。しかるに辨證論においては是認せられた理性の唯一の使用たる統制的使用は、直接對象を限定して認識の内容を構成することなき理性使用として——しかし特殊な經驗的悟性認識を統制するといふ意味では間接に内容にかかはるのであるが——そこには判断力の問題は生じないのである。

かくて原則の分析論においては、悟性の使用は確然的であり、従つて悟性を基礎として判断力が援用されねばなら

めに對し、辨證論においては、理性の使用は假說的であり、従つて悟性に即しつつ理性が統制的に用ひられ、兩者のかかはるところはそれぞれ全く異なるのである。ではそれは、自然の認識、即ち經驗そのもの、の超越論的把握といふ點に關しては如何に異なるのであるか。おそらくこの點を明かにすることが最も重要であらう。原則の分析論において論じられる「純粹悟性のあらゆる原則の體系」は、判断力が、あらゆる綜合的判斷の最高原則——「いかなる對象も可能的經驗における直觀の多樣の綜合的統一の必然的制約の下に立つ」(B. 197)——に基づいて證明する原則の體系として、あくまで純粹悟性を源泉とする原則の體系である。即ちカントのいはゆる「あらゆる經驗的眞理に先行し、それを可能ならしめる超越論的眞理 die transzendentale Wahrheit」(B. 185)である。原則のあらゆる規則が、必然的に從屬する高次の制約であり、規則を介して現象の特殊な場合に適用される超越論的眞理として、原則の體系はあくまでも可能的經驗一般の地平に成立つのである。このことは「私が原則に名を與へるのは、その内容 Inhalte のためというよりも、その適用 Anwendung に關してである」(B. 202)と云ひ、且つ原則の體系が範疇の表を手引きとして組み立てられてゐることを思へば明らかであらう。原則の體系とは經驗一般の地平に即しつつ、範疇の適用によつて自然を統一するものとして、經驗一般における悟性的統一に外ならない。否より端的には、原則の體系とは、かの超越論的眞理の體系として、超越論的眞理の可能を、従つて經驗的眞理の可能を、それ自體證明せるものとして正に經驗一般における悟性的統一なのである。

これに反して辨證論において論じられてゐる悟性認識の體系的統一は、一個の原理によつて特殊な悟性認識を能ふ限り體系的に聯關せしめ最大の統一を要請する理性的統一である。そこでの理性の使用は經驗界にむけられてゐるが確然的でなく假設的であるが故に、經驗的認識の内容を構成せず、むしろ理念を統制原理として、經驗的認識の合目的的統一を根據づける。それは經驗一般の地平における統一ではなく、さきに我々が經驗の建築術 Architektonik とよんだ如く、最高度といふ理念を圖式として、經驗的悟性規則を能ふ限り普遍的な統一原理へ接近せしめるのであ

る。従つてそれは原則の分析論における如く單に形式的なる可能的經驗の統一であるのではなく、それを根柢としつゝ課題としてであれ、理念により統制せられた、ある意味では内容にかかはる可能的經驗の合目的統統一なのである。「理性統一は可能的經驗の統一ではない。むしろ可能的經驗の統一たる悟性統一とは本質的に異なるのである」(B. 363) 原則の體系が、自然の超越論的眞理の體系として純粹自然科學の可能を根據づけるのに對し、理念による悟性認識の體系的統一は經驗の建築術の超越論的根據を示ものとして自然の形而上學の可能を根據づけるのである。以上によつて原則の分析論における純粹悟性の原則の體系と、辨證論の附録における悟性認識の體系的統一とが、如何に關聯し如何に相違するかはば明らかになつたであらう。しかしもし後者における體系的統一が、今のべた如く經驗の、従つて自然の合目的統統一を意味するとするならば、それは判斷力批判における自然の合目的統統一と如何に異なるのであるか。

### 十三

カントは辨證論の附録の中で、純粹理性の三つの統制的理念を説明した後、「専ら理性概念のみに基づく最高の形式的統一は、諸物の合目的統一一 *die zweckmässige Einheit der Dinge* である。理性の思辨的關心は、世界における一切の秩序をもつて、あたかも最高理性の意圖から由來するかの如く、看做することを必然的ならしめる。即ちかかる原理は、經驗の領域に適用せられた我々の理性に對して、全く新しい展望、即ち目的論的法則 *teleologische Gesetzen* に則つて世界の諸物を連絡し、かくてその最大の體系的統一へ達するといふ展望、をひらく」(B. 714/5) と語つてゐる。又カントが體系的統一性の原理 *die Principien der systematischen Einheit* としてあげてゐる「一致性の原理 (原理は理由なくして多數にしてはならぬ) (B. 680)、特殊化の原理 (多様は理由なくして減じられてはならぬ) (B. 684)、連續性の原理 (形式の間には連續性が存立する) (B. 687) の三原理は、判斷力の諸格率 *Maximen*

der Urteilskraft (K. d. U. Einleitung §. V. S. XXX) として第三批判で語られてゐるものと決して別のものではないであらう。それでは辨證論において語られてゐる自然の合目的統一と判断力批判において論じられてゐるそれは全く重複するのであらうか。もし両者が異るとするならばそれは如何に異なるのであらうか。かかる疑問に答へんがためには、ここに簡單であるにせよ、認認能力としての判断力の性格と機能を顧みなければならぬであらう。

判断力は精神の能力 Vermögen des Gemüths の一種としての快不快の感情——それは認認能力と欲求能力との中間に位する——に對應するものではあるが、それ自體も一種の認認能力と考へられてゐる。即ち判断力は悟性と理性の中間に座をしめる一種の高次の認認能力であり、従つて他の二者と同様に固有の先天的原理を有する。それが合目的性の原理 das Prinzip der Zweckmäßigkeit であり、この先天的なる原理の客觀妥當性を演繹するのが批判の部門としての判断力批判に外ならぬことは改めて云ふまでもあるまい。たしかに判断力は一種の認認能力として、悟性や理性と同様、それ自身に獨自なる先天的原理を有する。しかし判断力は悟性や理性の如くそれ自身の固有の立法を有しない。従つて先天的概念がそれに對し立法的である如き領域 Gebiet を有しない。「判断力については、たとへそれが自己固有の立法をもたないとしても、なお悟性や理性と同様に、法則がそれによつて求めらるべき固有の原理をば——それは單に主觀的な先天的原理であるかも知れないが——含んでゐるに相違ないと、我々は類推によつて推測すべき理由をもつてゐる」(Ibid. §. III S. XXX) 悟性は自然に對して立法的であり、理性はまた自由の立法原理である。人間の認認能力は自然概念の領域たる感性界と、自由概念の領域たる叡知界との二つの領域を、そしてこの二つの領域のみをもつ。それに従つて哲學もまた理論的哲學と實踐的哲學とに區別されるのである。しかも両者が立法的であるのは共に經驗といふ同一地盤をはなれてではないのである。「我々の全認認能力は二つの領域、即ち自然概念の領域と、自由概念の領域とを有する。なんとすればそれが先天的に立法的となるのは、これら兩概念によるからである。哲學もまたこれによつて理論哲學と實踐哲學とに區別される。しかしそれらの領域が建てられ、それらの立法が

行はれる地域は、一切の可能的經驗の對象の總體に外ならない」(Ibid. § II, S. XXV) 哲學が自然哲學たる理論的哲學と、道德哲學たる實踐的哲學との二大部門に分たれるといふのは、批判期におけるカントの固く信ずるところであつた。しかるに判斷力の諸概念は、合法的に生み出されはするが、立法的機能を有してゐない。なんとなれば判斷力は「特殊を普遍の下に包含されるものとして思惟する能力」(Ibid. § IV, S. XXXV) であり、従つて、それに本來的に對應する對象領域は存しないからである。このために判斷力の原理は純粹哲學の體系、即ち形而上學 *Metaphysik* に關しては、自然の形而上學と道德の形而上學とに並ぶ一部門として別個の形而上學を基礎づけはしないが、それに固有なる先天的原理を有するが故に、批判 *Kritik* の一部門としては是非取扱はれねばならないのである。「純粹理性の批判即ち我々が先天的原理に従つて判斷する能力の批判は、もしそれが、認識能力としてそれ自身もかかる原理を要求する判斷力をば、批判 *Kritik* の一部門として特に取扱はないならば、おそらくなお完備しないであらう。もつとも判斷力の原理は、純粹哲學の體系 *System der reinen Philosophie* においては、理論的哲學と實踐的哲學との中間に、特殊の一部門を形成出來ず、むしろ必要に應じて兩者の何れにも隨時に附屬せしめうるのではあるが」(K. d. U. Vorrede S. VII) こゝに判斷力批判の位置がある。

ところで判斷力批判が本來問題とするのは、限定的判斷力 *die bestimmende Urteilskraft* ではなく、反省的判斷力 *die reflektierende Urteilskraft* である。なんとなれば、普遍が既に與えられてゐて、ただ特殊をその下に包攝せしめるところの限定的判斷力は、悟性原理にせよ、理性原理にせよ、既に與へられてゐる普遍に導かれるが故に、それ獨自の原理を必要としない。しかるにただ特殊のみが與へられ、それに對して普遍的なるものを見出すべき反省的判斷力は、悟性ないしは理性の中に自らの原理を求めるところはもとより許されないのみならず、他方、特殊が與へられてゐるとは云へ、經驗からその原理を取つて來ることも出來ない。従つて反省的判斷力こそ、それ自身に固有なる先天的原理を發見し演繹することを要するからである。判斷力批判本來の課題はここにあり、これに應へて自然の合

目的性の原理が、カントにより、反省的判斷力獨自の先天的原理であるとされたのはさきにふれた通りである。即ちカントは云ふ。「判斷力の原理は經驗的諸法則一般の下における自然の諸物の形式に關しては、その多様性における自然の合目的性、die Zweckmässigkeit der Natur in ihrer Mannigfaltigkeitである」(K. d. U. Einleitung § IV s. XXXIII)と。従つてこの原理は、かの判斷力が自己以外のものから取つてきうるものではなく、むしろただ自己自身に對して法則として與へるものである。ここでは判斷力は直接對象にかかはり、これを限定するのではなく、むしろ自らの内に深く立ち歸り、自らの内に自然を、その合目的性の形式において映すのである。カントが自然に對し Autonomie としてではなく、Heautonomie として法則を指示する (Ibid. § V. s. XXXVII) といふ所以である。その限りそれは客觀的原理ではなく、判斷力の、先天的ではあるが、なほ主觀的原理、即ち格率なのである。(Ibid. § V. s. XXXIV) それでは判斷力批判が、その課題とする、かかる合目的性の原理にもとづく自然の特殊の經驗的諸法則の合目的的統一の可能とは本來如何なる意味のものであるか。それはまた辨證論の附録で説かれる自然の體系的合目的的統一の可能と、如何に異なり、如何に關聯するのであらうか。自然一般の可能は純粹悟性が先天的に與へる諸法則により證明された。それは純粹理性批判分析論の既に教へるところである。しかし自然の多様な形式、多様な特殊の諸法則は、それが經驗的であるが故に、純粹悟性によつては單に偶然的なるものとみられ、かくて規定されずに殘されてゐる。しかし「このため「かかる多様性が成立つたため」には、そこにまた法則がなければならぬ」(Ibid. § IV s. XXXVI) この種的に異なる特殊の自然法則を、經驗の徹底的な結合を目ざす意圖において反省し、特殊に對して普遍を求め、よつて特殊相互の間に合目的な秩序を可能にするのが、反省的判斷力である。従つてこのやうな「自然における特殊から普遍へ溯るべき任務をもつ反省的判斷力」(Ibid. § IV s. XXXVII) により可能とせられるのは、單に自然一般ではなく、自然の合目的的統一であり、カントのいはゆる形式的にみられた自然 *Natura formaliter spectata* ではなく、内容的にみられた自然 *Natura Materialiter spectata* (K. d. r. V. B. 165) であるであらう。しかしそれは自ら



の先天的原理にもとづいて自然を合目的秩序において認識し、範疇のなすが如く、客體との合致において認識を擴張するといふ意味ではない。即ち判断力は、自然に對してかく立法するのではなく、自然についての反省 Reflexion のため、單に自己自身に對してかかる法則を措定するのである。従つて反省的判断力は悟性と異り、多様な經驗的自然法則の合目的統一を問題とするものとして、たしかに内容的にみられた自然にかかはるのであるが、悟性の如く自然に對し構成的に立法するのではなく、合目的性の原理を統制的に用いて自然を判定するのであるから、自然に對するそのかかはり方は、あくまで形式的であり、直接にはむしろ自己自身にかかはるのである。しかしその時自然は技巧として、即ち自然の技巧 Technik der Natur として考察されるのである。かく合目的性を前提する時に初めて、自然の普遍的法則を定立する悟性にとつては不可能な、一個の自然の秩序が見出されるのである。しかも悟性は「…自然の與へられた諸々の知覺から一つの聯關ある經驗を作り出すと云ふ課題」(ibid. s. v. s. XXXIV/V) を有するものとして、自然のかかる秩序を要求するのである。「自然の秩序を發見することは、悟性の必然的な目的、即ち諸原理の統一を自然の中へ持込もうといふ目的、への意圖をもつて行はれるところの悟性の、一つの仕事である。従つてその結果、判断力はこの目的を自然に對し賦與しなければならぬことになる。何故ならば悟性はこの點に關しては、自然に向つて何らの法則をも指定しえないから」(ibid. s. VI. s. XXXIX) かくて悟性が必然に求めて、しかもなしえない自然の特殊的諸法則の合目的統一を、反省の立場より先天的に可能にするのが判断力なのである。ところが辨證論において論じられる自然の體系的統一の可能も、分析論における自然一般の可能といふことに止まらず、特殊の悟性法則の最大の體系的統一の可能を意味するものであり、しかもかかる體系的統一を客觀的實在的なものとして認識するのではなく、理念の統制的使用にもとづいて課題として要請するのであつた。従つてその限り判断力批判の問題と辨證論附録における論議は、一見甚だ類似するかの如く見える。果して兩者は如何に異なるのであらうか。たしかに兩者においては、自然一般の可能を演繹した、かの悟性によつては、規定されずに殘されてゐる自然の經

驗的諸法則の、體系的統一が——しかも共にそれぞれ一種の統制的見地より、先天的に可能であるとされてゐる。即ち兩者ともその先天的原理を自然の根柢に置き入れることにより、單なる機械的物理的關聯 (*nexus effectivus*) ではなく、それを越えた合目的關聯 (*nexus finalis*) (B. 715/6, K. d. U. § 61. S. 269) を自然において必然的に想定し、かくて機械論的立場からでは偶然にすぎぬものの中に、ある種の法則性を見出すのである。しかし辨證論における *nexus finalis* はあくまで理性の理論的使用に基づくところの理論的認識の問題として追求されてゐるのに對し、判斷力批判におけるそれは、反省的判斷力に基づき、自然について反省し判定するところの快不快の感情の問題として把握されてゐる。従つて等しく自然の合目的關聯とか、自然の特殊化、體系化とか云つても、それを前者は理性によつて推論 *schliessen* し、後者は判斷力にもとづいて判定 *beurteilen* する。そして前者がたとへ超越的な理念を用ひるにせよ、あくまで自然概念の領域に終始するのに對し、後者は、本來自然を對象としつつ自然の根柢に却つて自由の理念をみ、よつて自然より自由への遷移を可能ならしめるのである。辨證論においては理念による、自然の世界より自由の世界への高まりは、むしろ假象を生ぜしめる道として否定され、理念を自然の世界にふりむけてこれを統制的にのみ用ひ、かくて自然そのものを理念化し體系化するのに對し、判斷力批判は自然の世界に叡知的な自由が實現されてゐると判定することにより自然と自由を媒介し、自然より自由への道を開くのである。従つて辨證論において自然の根柢に理念を投げ入れることにより、自然研究は有利に導かれ、課題としてであれ、自然の體系的統一が可能とせられるのに對し、判斷力批判はいはばかかる自然の體系的統一を自然の技巧と判定し、そこに自然の美を見るのである。一方はあくまで理性推理にもとづく經驗の自己完結的な體系的統一を問題とするのに對し、他方は目的論的判定にもとづき自然の偶然の中に法則性を見出し、かくし自然を技巧として、又藝術として理解せんとする。従つて等しく自然が目的に合致するかの如く *als ob* 見られると云つても、自然の根柢に *problematisch* に置かれる理念は、辨證論においてはあくまで理論的に用いられた理念であり、判斷力批判においては自由なる實踐的理念であり、かくて

後者においては自由概念が自然概念に影響すべきものと考へられる。「自由概念はその法則によつて課せられたる目的を、感覺世界において實現すべきものである。従つて自然は又その形式の合法性が、少くとも自由概念による法則に従つてその中に實現せらるべき諸目的の「實現の」可能と合致するものとして思惟されなければならぬ」(ibid. Einleitung, § 2)

従つて、自然の體系的合目的統一を論ずる點において一見甚だ相類似する辨證論(の附録)と判断力批判とは、後者が「第一の哲學〔理論哲學〕の感性的基體より、第二の哲學〔實踐哲學〕の叡知的基體への、獨自の原理によつてこの二つの部門を結合する判断力による、遷移」(Erste Einleitung, § IX S. 227)を可能ならしめるに對し、前者は理念の統制的使用にもとづく經驗の體系的統一を可能ならしめるものとして、理論哲學そのものを完結せしめる根據を提出するのである。従つて前者はその批判的考究を通して形而上學の、即ち自然の形而上學の可能を基礎づけるも、後者はその判断力の批判にもとづいて如何なる形而上學にも地盤を提供することをしないのである。

#### 十四

判断力は限定的判断力と反省的判断力とに分けられ、判断力批判は主として後者を論ずるのであつた。ところでさきに我々がふれた純粹理性批判の、原則的分析論において論じられた判断力は、前者即ち限定的判断力であつたと考へられる。なんとなければ原則的分析論は、既に演繹せられた普遍的悟性原理たる範疇が、如何にして特殊に適用されうるかの問題を論ずるものとして、悟性は確然的に使用せられると共に、そこに作用する判断力は既に與へられた普遍の下に特殊を包攝するよう作用するものであるから。従つてそこで主役を演ずるものはあくまで悟性であり、純粹悟性概念たる範疇を原理としつつそれに導かれて判断力は作用する。その作用の具現が範疇の圖式化や原則の體系化に外ならない。これに對し判断力批判において主役を演ずるものは云ふまでもなく、悟性ではなく判断力である。

従つて判断力は何らか他の原理に導かれるのではなく、自己独自の原理に立脚しつつ特殊を包攝する普遍を見出さんとする。それが合目的性の原理にもとづき自然を特殊化せんとする判断力として、反省的判断力に外ならなかつた。しかるに辨證論の附録に論じられてゐる自然の體系的統一の可能の問題は、カントの批判の構造全體の上より云へば、いはば原則の分析論と判断力批判との中間の所に位置し、等しく自然を對象としつつ、前者（原則の分析論）が悟性を原理として限定的判断力を援用しつつ自然一般の可能を現實的に論證せんとし、後者（判断力批判）が判断力を——即ち反省的判断力を——原理とし、却つて悟性を援用しつつ自然について合目的的统一を判定せんとするのに對し、それ自身は直接判断力にかかはることなく、むしろ理性を原理とし——しかしあくまで統制的原理としてであり、従つて——悟性法則に即しつつ、理念を手引きとして悟性法則を導き、かくて自然の體系的統一を理論的に可能ならしめるのである。ここに自然認識の理性的統一が可能とされ、自然の形而上學の可能根據が證明されたことは、既にしばしば語つた如くである。かくて辨證論の附録に論じられる悟性認識の體系的統一が、原則の分析論及び判断力批判における論議と如何に異なり如何に關聯するかは、以上の考察によりほぼ明かにされたであらう。

ところで辨證論において認められた、あらゆる悟性認識の完全な統一を旨とする理性の統制的使用の體系は、理念を頂點となし、それへの絶えざる接近を求めるものとして、あくまで理論的でありつつ、一種の實踐的な性格を帯びてゐる。それは實踐理性の、理論の領域における反映であり、本來實踐理性の關心の對象であるものが、同時に理論理性の關心の對象として捉へられてゐるとも考へられよう。しかるに古き形而上學者たちはさながら鏡に映つた對象を、鏡の背後に實在するかの如く思惟し、本來實踐的であるべき理念を推論をもつて理論的に把握出来るかの如き錯覺に陥つてゐたのである。カントは理性の使用をきびしく統制的に限ることにより、理論理性の鏡に映つた理念の世界を、單に悟性認識を統一するための「理性の圖式」として用ひるに止まり、鏡の背後に理念の實在を求めず、自らが裏返つて本來理念をめざすべき實踐の領域へと、その批判の巨歩をすすめたのであつた。カントは『プロレゴメナ』の中

學としての形而上學は可能か(完)

で、世に行はれてゐる學派的形而上學 *Schulmetaphyrik* (Proleg. S. 373) と批判 *Kritik* との關係は、丁度鍊金術に對する化學の關係、占星術に對する天文學の關係に等しいと云つてゐる。(Proleg. S. 366) カントは批判を通し、特にその辨證論を通して、辨證術としての形而上學を否定し、それに代るに學としての形而上學を打ち立てんとし、その可能根據を確定せんとしたのであつた。そしてそれが上來我々が明かにして來た、理性の構成的使用を制限し、それに代る統制的使用による悟性認識の體系的統一の可能の基礎づけといふことである。人間理性の本性からする形而上的思考の、術、*Kunst* から學、*Wissenschaft* への轉換と基礎づけ、——それが純粹理性批判辨證論の課題であつたと云へよう。かくて正に辨證論において、學としての形而上學の可能根據は示されたと考へられるのである。

しかしながらここに學としての形而上學と云つても、それは教知的對象に對して認識を擴張する如き最もすぐれた意味での形而上學を意味するものではない。かかる形而上學は理性の構成的使用によつてのみ可能であり、辨證論において認された理性の統制的使用によつては望みうべくもない。即ち辨證論では、最もすぐれた意味での形而上學的認識、換言すれば理性の構成的使用にもとづく先天的綜合判斷、の可能は否定されたのである。それは理性の理論的使用の及ばぬところとして拒まれた。「信仰に場を與へるために知識を止揚しなければならなかつた」といふのは正にこの意味であつた。従つて「如何にして先天的綜合判斷は可能であるか」といふ批判の根本問題は、『純粹理性批判』においては、制限せられた消極的解決はなされたとしても、積極的な完全な解決は遂になされえなかつたと云はねばならぬ。しかも形而上學的認識の全き可能は、人間理性の求めてやまぬところである。カントは理性の理論的使用に拒まれた、構成的な形而上的認識の可能根據を、それとは全く性格の異なる、理性の主體的な實踐的使用の中を探めんとした。従つて問題は理論理性ではなく、實踐理性による先天的綜合判斷可能の問題となつたのであり、かくて批判の問題は實踐理性の領域において「如何にして實踐的先天的綜合判斷は可能であるか」と問ひ直されたと考へられよう。ではかかる問ひは實踐理性の領域では、どのような形で立てられ、且つどのように解決されたのであらう

か。それはカントにおける Kritik と Metaphysik の問題を明かにするためには、是非答へられなければならないより重要な問いである。しかしそれを論ずるためには我々は稿を改めなければならない。

——一九五五・六・十七——（完）

（筆者 奈良學藝大學〔宗教學〕助教授）

L'habitude est le produit de l'activité vitale. Mais une fois contractée, elle s'oppose à cette activité, et solidifie et immobilise le mouvement créateur de la pensée. C'est par suite de cette solidification ou immobilisation que l'intelligence devient ce qui arrête et fige l'activité de la pensée. Pour échapper à cette influence néfaste de l'habitude il faut revenir à l'attention et l'intuition. Or, chose curieuse, ce qui nous permet de dépasser définitivement une habitude périmée, c'est une autre habitude antagoniste, et la liberté se révèle souvent au sein de la lutte entre les deux habitudes (Cf. L'Evolution créatrice, pp. 184-5, 265). C'est la situation contradictoire de l'habitude. En effet il y a du compromis et de l'antagonisme entre l'habitude et la vie. Celle-ci se développe et à la fois se corrompt par celle-là. Bergson découvre cette situation contradictoire dans tous les domaines de la vie. L'espèce, qui peut être prise pour ce qui est habituel dans l'évolution de la vie, est le produit de l'évolution qui s'oppose à l'évolution. Le rire est une habitude qui corrige une autre habitude. Quant à la société, la morale closes et la religion statique, elles sont les espèces dans la vie humaine et ainsi sont les habitudes sociales. Pour les dépasser, on est nécessairement conduit à une autre forme d'habitude. Mais, au fond, on doit se référer à la spontanéité même de la vie qu'est l'élan vital.

L'habitude se caractérise avant tout comme répétition du passé, et en ce sens elle est la matérialité dans la vie, la matérialité étant ce qui se répète entièrement à tout instant. Bergson cherche ce qui ne se répète jamais, — ce serait la définition même de la liberté bergsonienne. Le problème de l'habitude l'aide en la recherche.

### \* Ist Metaphysik als Wissenschaft möglich ?

—Das letzte Problem von Kants  
Kritik der reinen Vernunft—  
von Masao Abe

Es ist einleuchtend daß die Grundfrage der Philosophie Kants "Wie sind synthetische Urteile a priori möglich ?" nicht nur nach der Möglichkeit

der Erkenntnis überhaupt durch die reine Vernunft fragt, sondern auch nach den möglichen Bedingungen der metaphysischen Erkenntnis. Gewöhnlich glaubt man daß Kant in der Aesthetik und Analytik die Möglichkeit der empirischen Erkenntnis überhaupt zeigt, daß er aber durch die Kritik des transzendentalen Scheins in der Dialektik die Unmöglichkeit der metaphysischen Erkenntnis durch die theoretische Vernunft aufweist.

Im Gegensatz zu dieser allgemeinen Auffassung kommt der Autor der vorliegenden Abhandlung zu der Einsicht, daß Kant in der Dialektik einerseits den konstitutiven Gebrauch der Ideen der reinen Vernunft als die Anmaßung der Vernunft streng ablehnt, andererseits aber den regulativen Gebrauch derselben als unentbehrlichnotwendig (K. d. r. V. B. 672) zuläßt und auf ihm die Möglichkeit einer theoretischen Metaphysik begründet.

In diesem Zusammenhang ist der Anhang zur Dialektik besonders hervorzuheben, dessen Wichtigkeit oft übersehen wird. Da ist die Möglichkeit einer synthetischen Urteils a priori, das auf dem regulativen Gebrauch der Ideen beruht, nachgewiesen. Das Medium, das dieses synthetische Urteil ermöglicht, ist die Idee des Maximums der Abtheilung und der Vereinigung der Verstandeserkenntnis in einem Prinzip. (B. 693)

In der Dialektik ist Kant nicht bloßer Zermalmer der alten Metaphysik. Indem er die Ideen des Maximums als das Schema der Vernunft (B. 693) anwendet, weist er die Möglichkeit der höchsten, dem Verstande unerreichbaren Einheit der natürlichen Erkenntnis, und in diesem Maße auch die Möglichkeit der Metaphysik der Natur, nach.

\* For the Japanese original of this article, see Vol. XXXIX, No. 12, Vol. XL, No. 6, & No. 7.